

最高裁秘書第314号

令和4年2月15日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和4年1月22日付け（同月24日受付、第030914号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

令和3年10月25日付け最高裁判所裁判部裁判関係庶務係事務連絡「最高裁判所修習の履修に当たっての留意事項について」（片面で5枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、個人識別情報（内線番号）及び公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（内線番号）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

令和3年10月25日

第74期司法修習生 各位

最高裁判所裁判部裁判関係庶務係
電話(代表) 03-3264-8111
担当: 岸野(内線■■), 小山(内線■■)

最高裁判所修習の履修に当たっての留意事項について
(事務連絡)

標記の留意事項は下記のとおりです。本書面を必ず通読し、持参物等に遗漏のないようにしてください。

なお、不明な点等がある場合は当係まで問い合わせてください。

記

1 集合日時及び集合場所

(1) 集合日時 令和4年1月12日(水) 午前9時15分 【B班】

令和4年2月9日(水) 午前9時15分 【A班】

(2) 集合場所 最高裁判所西門(東京都千代田区隼町4番2号)

※ 午前8時55分から、西門付近に腕章をした職員が待機しているので、同職員の指示に従うこと(同時刻前に来庁しても、入構することはできない)。また、当日は司法修習生バッジを着用するとともに、身分証明書を携帯すること。

2 欠席(又は遅刻)の連絡及び手続

(1) 急な欠席等の連絡

本修習の欠席及び遅刻は原則認められないが、急な傷病等によりやむを得ず欠席等をする場合は当日午前9時までに当係に電話で連絡する。

(2) 欠席承認申請の手続

やむを得ず欠席をした場合は、配属修習地の指定の欠席承認申請用紙に必要事項を記載し、配属修習地の弁護士会にファクシミリ送信により提出する。

3 修習予定等

別添の「最高裁判所修習の予定」のとおりである（修習に先立ち、準備しておくべきことが指示されているので注意されたい。）。

※ 昼食及び飲み物は各自で持参すること。

4 私物パソコンの使用許可（私物パソコンを持参する者のみ）

配属修習地の裁判所で使用許可を受けた私物パソコンは当庁でも使用することができる。同パソコンを使用する場合は、配属修習地の裁判所が発行した使用許可申請書の写しを持参すること（必要に応じ、使用許可書の写しの呈示を求めることがある。）。

5 選択型実務修習結果レポート兼結果意見書の提出

修習終了時に別添の「選択型実務修習結果レポート兼結果意見書」（太線枠内に氏名、プログラム名、修習内容等を記載したもの）を提出すること（当日午後4時45分から15分程度、達成状況や感想等を記載する時間を設ける。）。

※ 当日は、別添の「選択型実務修習結果レポート兼結果意見書」のほか、長型3号規格の封筒（郵券84円分を貼り付けた上、各地弁護士会指示の宛先を記載したもの）を忘れずに持参すること。

以上

最高裁判所修習の予定

	9:30~10:10 (40)	10:10~10:50 (40)	10:50~ 11:00	11:00~12:15 (75)	12:15~13:00 (45)	13:00~13:40 (40)	13:40~ 13:45	13:45~15:00 (75)	15:00~ 15:10	15:10~15:50 (40)	15:50~ 16:00	16:00~16:45 (45)	16:45~17:00 (15)
【B班】 1/12(水) 【A班】 2/9(水)	ガイダンス 概要説明	庁舎見学	休憩	調査官講義 記録検討	休憩 ※昼食は各自持参すること	検討結果発表 調査官講義 (質疑応答)	休憩	調査官講義 (質疑応答)	休憩	調査官講義 (質疑応答)	休憩	最高裁判事 による講話	結果レポート の記入等
				刑事調査官室 (※1)		刑事調査官室 (※1)		民事調査官室 (※2)		民事調査官室 (※2)		最高裁判事	

※1 刑事調査官室の修習では、修習生を3つのグループに分けて、各グループにおいて、簡単な上告事件の上告趣意を検討し、その結果を発表してもらうことを予定している。

司法修習生は、修習に先立ち、刑事上告審に関する刑事訴訟法の条文を読んでおくこと。

※2 民事調査官室の修習では、最近の判例の中から最二小判令和2年9月11日・民集74巻6号1693頁を取り上げて、調査官講義やディスカッションを行うことを予定している。

司法修習生は、修習に先立ち、①上記の判例、②民事上告審に関する民事訴訟法の条文を読んでおくこと。

また、調査官講義では、関連判例として、③最三小判平成3年12月17日・民集45巻9号1435頁、④最二小判平成18年4月14日・民集60巻4号1497頁に言及する予定であるので、これらの判例についても簡単に目を通しておくこと。

選択型実務修習結果レポート 兼 結果意見書（修習プログラム用）

※太枠内は司法修習生が記載すること。

修習期間	プログラム名
コード番号	
司法修習生名	
【本書の送付先】	
(住所)	〒
(宛名)	
(電話)	(FAX)
《修習内容》	
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	
《取組目標の達成状況》	
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	
《その他感想等》	
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	

《修習結果についての意見》

1. プログラム実施期間中の欠席日数
 2. 修習結果についての意見

令和 年 月 日

プログラム指導担当責任者

最高裁判所
首席調査官

四

【司法修習生 各位】

- ※ 司法修習生は、各自で用意した封筒に、上記【本書の送付先】欄記載の住所等を記入し、本書とともにプログラム当日に指導担当責任者に交付してください。
なお、【本書の送付先】欄には、各配属庁会から、特段の指示がない限り、修習指導担当弁護士の住所を記入してください。

※ 司法修習生は、この用紙に不足がある場合は、各自でコピーをとるなどして補充してください。

最高裁判所

最高裁判所の所在地

郵便番号 〒102-8651

所在地 東京都千代田区隼町4番2号

電話番号 代表:03-3264-8111



1. 永田町駅【地下鉄半蔵門線・有楽町線・南北線】
南門・西門まで徒歩約5分
(4番出口から青山通りを三宅坂交差点(東)方向へ、2番出口も同程度)
2. 半蔵門駅【地下鉄半蔵門線】
西門・南門まで徒歩約10分
(1番出口から半蔵門駅前通りを国立劇場(南)方向へ)
3. 国会議事堂前駅【地下鉄丸ノ内線・千代田線】
南門・西門まで徒歩約15分
(1番出口から国会裏側の通りを国会図書館(北)方向へ)
正門・東門まで徒歩約15分
(2番出口から国会正面側の通りを国会図書館(北)方向へ)
4. 都営バス三宅坂停留所【都03系統(四谷駅-晴海埠頭)】
正門・東門まで徒歩約2~3分
(三宅坂交差点(南)方向へ)
5. その他
赤坂見附駅(地下鉄丸ノ内線・銀座線)や桜田門駅(地下鉄有楽町線)からでも徒歩約15分で到着できます。